

浦 監 第 133号

平成 20 年 11 月 27 日

浦安市監査委員	醍 醐	敦
同	杉 山	元 三
同	辻 田	明

平成 20 年度定期監査（学校等監査）の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第 9 項の規定により別紙のとおり公表します。

## 平成 20 年度定期監査（学校等監査）の結果報告書

### 1. 監査の範囲

平成 20 年 4 月 1 日から 7 月 31 日に執行された財務に関する事務の執行等

### 2. 監査対象部局

小学校全 17 校、中学校全 8 校

### 3. 監査の実施期間

平成 20 年 8 月 21 日から 9 月 26 日

### 4. 監査の観点及び方法

予算及び事務の執行等が法令等に従って適正かつ効果的に行われているかを主眼に書類審査、質問審査を行うとともに、9 月 26 日に次の学校の現地調査を実施した。

小学校（北部小学校・美浜南小学校・東小学校・美浜北小学校・高洲小学校・日の出南小学校・高洲北小学校）

中学校（堀江中学校・美浜中学校）

### 5. 監査の結果

次の事項について、改善、検討の必要があると認められた。

- (1) 備品台帳の管理について、平成 18 年度の定期監査の際に、カードの老朽化や対象備品の増加に対応するため、パソコンによる管理など、管理の効率化の検討を求め、その後、内容のデータ化による O A 機器管理を図るための検討を行っているとのことであったが、引き続き管理の効率化を検討されたい。また、備品に備品ステッカー未貼付の物が見受けられた。今後は適切な管理に努められたい。
- (2) 学校図書室用図書の購入について、執行率が小学校で 2 % から 34 %、中学校で 0.5 % から 24 % と学校により差異が見受けられた。学校図書室は、児童・生徒が本に触れられる最も身近な場所であることから、執行率の低い学校では図書の購入計画の中で、新年度の早い時期に購入できるよう努められたい。
- (3) 金庫内を確認したところ、印鑑及び通帳が棚と引き出しにそれぞれ保管されていた。引き出しには鍵が施錠されていなかったため、事故防止の観点から保管方法を改善されたい。
- (4) 切手・はがき受払簿を確認したところ、台帳は、各校ともに整備されて

いたものの、残数及び使用枚数の記載間違い等が数校において見受けられた。また、受払簿に記載された枚数と実際の切手の枚数が符合しない学校があった。今後は適切な管理に努められたい。

( 5 ) 理科室の薬品管理について

平成 16 年度及び 18 年度の定期監査において、薬品類の管理について指摘し、薬品の管理台帳は、指導課作成の理科薬品点検要項をもとに各学校で作成してあるとのことであった。各薬品の点検は理科主任等、校長が任命した職員が行っており、年 1 回の薬剤師の点検及び 2 年に 1 回の理科担当指導主事の点検を行っているとのことだが、次の事項について、改善の必要があると認められた。

また、薬品及び台帳について、再度確認し、管理の徹底を強く要望する。

- ・理科室の薬品について、薬品庫の施錠はされていたが、薬品庫の鍵の保管が適正に管理されていない学校があった。今後は、適正な管理に努められたい。
- ・薬品類の管理については、点検や使用時ごとに管理台帳に記載されることとなっているが、使用量や残量の記載漏れ等、台帳記入の不適正なものがあつた。薬品によっては劇物もあることから、指導及び保管並びに管理の徹底をさらに図られたい。
- ・薬品の使用方法について、抽出により点検した薬品の管理状態を確認したところ、台帳には 6 本と記入されていたが、実際には未開封 3 本、残 8 割の物が 1 本、5 割の物が 1 本、底にわずかな量が残る物が 1 本であった。揮発性のある薬品もあることから、使用方法を改善されたい。

( 6 ) 安全確保の状況について、防犯器具が適正に管理・配置されているか確認したところ、刺又の前に荷物が置かれている学校や催涙スプレーが職員室の同じ場所に 2 本まとめて置かれている学校が見受けられた。学校の安全確保を徹底されたい。